

学びのマッチングプラットフォーム導入事業に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

姫路市

## 1 募集の概要

### (1) 事業名

学びのマッチングプラットフォーム導入事業（以下「本事業」という。）

### (2) 履行期間

#### ア 学びのマッチングプラットフォーム構築業務

契約締結日から令和9年（2027年）1月29日（金）まで

#### イ 学びのマッチングプラットフォーム運用保守業務

令和9年（2027年）2月1日（月）から令和10年3月31日（金）まで

※ イは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）第3号の規定に基づく長期継続契約とする。

### (3) 履行場所

姫路市役所及び本市の指定する場所

### (4) 事業の目的及び概要

中学校部活動は、少子化が進行する中、従前と同様の体制・規模で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、本人の専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような社会情勢の変化を受け、本市は国の方針に従い、中学校部活動の地域展開事業「姫カツ」を展開している。「姫カツ」では、従来よりも多種多様な活動が多数の団体によって提供されることから、生徒とその保護者が情報収集・意思決定を行うコストと、団体が的確に情報を届けるコストが大きい状況にあり、双方のコストの削減とミスマッチの防止、マッチングに当たっての安全・安心の確保等が課題となっている。

本事業は、上記の課題を踏まえ、市内の児童生徒（主に小学校高学年児童～中学生を想定）とその保護者を対象に、「姫カツ」と連携の上、教えたい・体験させたい人（スポーツ・文化芸術活動・職業体験等を実施する団体）と学びたい・体験したい人（参加を希望する児童生徒）のマッチングを効率的に行うためのWebサービスである「学びのマッチングプラットフォーム」（以下「本サービス」という。）を導入するものである。

将来的には、本サービスを、「姫カツ」に留まらない広義の学びとのマッチングの場として、対象者を拡大するとともに、例えばボランティアやインターンシップ、副業体験等、

社会との接続性を意識した多様な学習機会を提供し、全市民型の学びのプラットフォームに成長させることを目指している。

(5) 業務内容

本サービスの構築業務及び運用保守業務（以下「本業務」という。）

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408

号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の 3 年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第 1 中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第 2 に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和 3 年 4 月 1 日以降に完了又は公告日時点において 6 か月以上継続して履行した、国又は人口 1 0 万人以上の地方公共団体が発注した、人材や団体に係る需給のマッチングを行う W e b サービスの構築業務及びその運用保守業務の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室

戦略・サービスデザイングループ（以下「デジタル戦略室」という。）

〒 6 7 0 - 8 5 0 1 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地（本庁舎 2 階）

電話 ( 0 7 9 ) 2 2 1 - 2 3 9 3

F A X ( 0 7 9 ) 2 2 1 - 2 1 6 1

電子メール seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和 8 年（2026年） 5 月 2 5 日から 令和 8 年（2026年） 8 月 7 日まで 本市の休日（姫路市の休日 を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日 をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び調達仕様書の公表	令和8年 5月25日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年 6月 5日(金) 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和8年 6月 9日(火)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年 6月16日(火) 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年 6月22日(月)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年 7月 3日(金) 午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和8年 7月15日(水) (予定)
8	契約候補者の決定及び通知	令和8年 7月17日(金) (予定)
9	契約締結及び審査結果の公表	令和8年 8月 7日(金) (予定)

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

##### ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状(様式1-1) (本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (イ) 参加表明書(様式1-2)
- (ウ) 履歴事項全部証明書(令和8年2月25日以降に発行された最新のものの原本又は写し、本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (エ) 業務実績調書(様式1-3)  
※履行実績を証するものとして、契約書及び仕様書の写しその他契約内容を確認できる書類を添付すること。
- (オ) 関連企業申告書(様式1-4)
- (カ) 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書) (公告日以後に発行されたものの原本又

は写し、市税の納税義務がある場合に限る。)

- (キ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し)

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年(2026年) 5月25日から 令和8年(2026年) 6月 5日まで 本市の休日を除く。
配布場所	デジタル戦略室 ※ 参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ※ 様式等のダウンロードは、次のページから行うこと。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033341.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033341.html</a>

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間(参加表明書受付期間)

令和8年6月3日(水)午前9時から同月5日(金)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年6月9日(火)までに参加者資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する(このため、参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。)。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について

て説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月16日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

### ア 提出書類

質疑書（様式2）

### イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

### ウ 提出場所（送信先アドレス）

seisaku-digital(a)city.himeji.lg.jp

※ 送信の際は、(a)を@に読み替えること。

### エ 提出期限

令和8年6月16日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

### ア 回答日

令和8年6月22日（月）

### イ 回答方法

質問への回答については、質問者を特定できない形で参加者全員に電子メールで通知する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する調達仕様書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「学びのマッチングプラットフォーム導入事業に係る公募型プロポーザル提案資料提出書類一覧」に掲げる書類一式

### (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4の副本は、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第14項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

### (4) 提出場所

デジタル戦略室

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年7月1日（水）午前9時から同月3日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、調達仕様書の内容を確認し、要求仕様及び提案書作成要領に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 ヒアリングの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り調査（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、Web会議システムを利用したリモート形式で実施することがある。
- (3) ヒアリングは、質疑応答の形で実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。ヒアリングの時間は、20～30分程度を想定している。  
なお、ヒアリング時には提案事業者名を名乗らないこと。また、名札等の提案事業者名のわかるものを着用して実施しないこと。
- (4) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、学びのマッチングプラットフォーム導入事業者選定委員会において実施する。

ウ 学びのマッチングプラットフォーム導入事業者選定委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案内容に関する評価

別紙「プロポーザル審査基準（提案内容に関する評価）」のとおりとする。

#### イ 提案金額に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式6「提案見積書」に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は300点とし、以下の算定式により算出する。

(1 - 事業費 (提案金額) ÷ 提案上限金額) × 300点

※ただし、事業費 (提案金額) が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。構築業務又は運用保守業務のいずれか一方の事業費 (提案金額) が当該業務の提案上限金額を上回る場合も同様とする。

※評価点の算出に当たっては、事業費 (提案金額) 及び提案上限金額ともに、構築業務及び運用保守業務14か月分の金額を合算するものとする。

#### ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の合計点 (選定委員 5 名の合計) と提案金額に関する評価点 (1,600点満点) の合計により算出する。

#### エ 最低基準点

提案者の提案内容に関する評価点は、650点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定しない。また、提案者が 1 者であっても最低基準点を下回る場合は契約候補者として選定しない。

### (3) その他

ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も調達仕様書で示した要求仕様等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) までに行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、市長が指定する日時までに、本業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和 8 年 8 月 7 日 (金) を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 1 1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、

前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 1.2 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加予定者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。
- (2) 本市は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

## 1.3 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 1.4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第231号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 調達仕様書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

## 1.5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1.6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1.7 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙「審査結果公表例」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 学びのマッチングプラットフォーム運用保守業務における契約は、令和9年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は当該契約を解除することができる。
- (7) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、受託者は、その損害を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、両者協議の上定めるものとする。
- (8) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書をデジタル戦略室まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)